

不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ（「地域 WG」）について

1. 地域 WG の活動内容

- (1) 不動産コンサルティングの事例やノウハウを共有する活動
- (2) 一般消費者に対する不動産の利活用等に関する相談
- (3) 地方公共団体等の要請・協定等に基づき行う活動
- (4) 不動産コンサルティングに係る普及・啓蒙活動
- (5) 地域における不動産コンサルティングサービスの推進に貢献する公益的な活動

2. 想定される登録申請主体

- ① ブロックまたは都道府県の不動産コンサルティング地方協議会
- ② 不動産業団体及び傘下の団体（47 都道府県の協会、本部・支部を含む）
- ③ 複数のコンサルティングマスターで構成される協会等の社団法人または NPO 法人
- ④ その他①②③に準ずる組織・団体であって推進センターが認めるもの

3. 登録要件

- (1) 業務責任者として 1 名以上の不動産コンサルティングマスターを届け出ること
※登録申請主体④の団体については 5 名以上のコンサルティングマスターの登録が必要
- (2) 地域 WG 活動にあたり、「公認不動産コンサルティングマスター倫理規程」の遵守の誓約をすること
- (3) 年 1 回活動報告（実施したコンサルティング事例等を含む）を提出すること

4. 地域 WG に対して想定している支援

下記のような支援に加え、今後、活動助成等の支援についても順次追加していく予定。

- (1) 地域 WG の活動に対する後援名義等の付与
- (2) 地域 WG 間情報交換等のための専用サイトの設置（令和 7 年 1 月開設予定）
- (3) 国土交通省や（公財）不動産流通推進センターからの情報提供
- (4) 地域 WG の活動に対する表彰
- (5) 「全国不動産コンサルティング・フォーラム」への参画